

# 那珂川町臨時職員募集案内

## ～健康で意欲のある方を募集します～

募集期間 平成22年 1月 8日(金)～ 2月 5日(金)

土日・祝日を除く午前 8時30分から午後 5時30分まで(郵送の場合は当日消印有効)

申込書類 臨時職員雇用願(那珂川町役場総務課または小川庁舎総合窓口課にあります。)

那珂川町ホームページからもダウンロードできます。http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp

申込み先 那珂川町役場 総務課 行政係 ☎0287-92-1111

職務内容・雇用条件等の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

募集職種、予定人員、勤務日、職務内容・雇用条件等は、下記のとおりです。

担当課	職 種	募集人員	賃金(円)	勤務時間・日数	職務内容・雇用条件等
住民生活課 ☎92-1112	レセプト点検員	1	日額 7,200	・月10日程度 ・8:30～17:15	・国保レセプトの点検・確認事務 ・医療事務技能検定2級以上
健康福祉課 ☎92-1119	保 育 士	24	日額 8,400	・週5日、8:30～17:15 ・早番遅番・土曜日の交替制勤務あり	・町立保育園の保育業務 ・子育て支援センター業務 ・保育士資格
	馬頭・小川放課後 児童クラブ指導員	6	時給 900	・週3日程度の交代制勤務 ・下校時～18:00、夏休等の長期休業中は7:30～	・小学生のクラブ入会児童の保育
	介護認定調査員	1	時給 1,050	・週4日程度 ・8:30～15:30	・要介護認定調査業務 ・看護師又は介護福祉士等資格 ・普通自動車免許
建設課 ☎92-1118	作業補助員	2	時給 900	・週5日 ・9:00～17:00	・町道・公園の維持管理業務 ・町内に居住する方 ・普通自動車免許
商工観光課 ☎92-1116	陸砂利採石監視員	1	日額 7,200	・月10日程度 ・8:30～17:15	・陸砂利採石現場の状況把握 ・違反行為の監視及び情報収集 ・町内に居住する方 ・普通自動車免許
	ゆりがねの湯職員 (男)	3	時給 900	・火曜～日曜の週6日変則勤務 ・7:30～21:30のうち5時間	・受付案内、清掃、入場者管理、 機械設備管理点検、施設管理等 の管理運営事務 ・町内に居住する方
	ゆりがねの湯職員 (女)	3			
ふるさとの森公園 管 理 人	2	日額 6,400	・火～日で月21日の変則勤務 ・8:30～17:15	・公園内の維持管理事務 ・町内に居住する方 ・普通自動車免許	
学校教育課 ☎96-2114	小学校支援職員	2	日額 6,800	・週5日、8:30～17:15 ・夏休等の長期休業中は原則として勤務なし	・要介助児童の学習補助・生活指導 ・小川小学校・栗利小学校
	幼稚園補助教諭	3	日額 8,400	・週5日 ・8:30～17:15	・3・4歳児保育の補助 ・幼稚園教諭資格 ・ひばり幼稚園・小川幼稚園
	幼稚園支援職員	2	時給 850	・週5日、8:30～16:00のうち6時間 ・夏休等の幼稚園休業日は勤務なし	・要支援園児の保育補助 ・ひばり幼稚園・小川幼稚園
	幼稚園給食補助員	2	時給 800	・水～金、9:00～14:00のうち4時間 ・夏休等の幼稚園休業日は勤務なし	・給食の準備・片付け ・ひばり幼稚園・小川幼稚園
	幼稚園バス添乗員	2	時給 800	・週5日 ・8:20～9:20及び14:40～15:40の 1日2時間 ・夏休等の幼稚園休業日は勤務なし	・通園バス添乗による園児の乗降 支援 ・小川幼稚園
生涯学習課 ☎96-2116	馬頭郷土資料館 事 務 員	1	日額 6,400	・火～日のうち週5日、月20日 ・8:30～17:15	・展示解説・学芸事務等の業務 ・パソコン操作のできる方
	なす風土記の丘 資料館事務員	2	日額 6,400	・火～日のうち週5日、月20日 ・8:30～17:15	
	小川図書館事務員	2	日額 6,400	・土日を含む週3日 ・平日9:15～18:00 土日8:30～17:15	・町内に居住する方 ・資料貸出返却・データ作成等の 図書館事務 ・パソコン操作のできる方
	馬頭広重美術館 事 務 員	1	日額 6,400	・月17日程度 ・8:30～17:15	・受付案内 ・一般事務 ・町内在住者

雇用期間は、平成22年4月1日から平成22年9月30日までの6ヵ月間(6ヵ月間の更新をする場合もあります)

募集人員は、諸般の事情により変更になることがあります。

選考は、書類審査及び必要に応じ面接を実施します。面接は、2月中旬を予定しています。

結果通知は、2月下旬に本人あてに通知します。

# 2010年 世界農林業センサスを実施します

## 調査の 目的

農林業センサスは5年に一度、全国一斉に農林業や農山村の実態を調べ、国や地方の農林業施策の推進に役立つとても大切な調査です。

(「センサス」とは、「全数調査」を意味し、農林業を営む全ての世帯や組織が調査対象となります)



## 調査の 実施時期

平成22年2月1日現在で実施します。

1月下旬ごろから、調査員が調査対象となる世帯や組織を訪問します。

## 調査の 種類

農林業センサスには、農林業の経営主に経営の状態をお聞きする「農林業経営体調査」と市区町村と農業集落の代表者などの地域の実情に精通している方に農山村地域の現状をお聞きする「農山村地域調査」の2つの調査があります。

今回の調査で、直接、農林業を営む皆さまにご記入いただく調査は、「農林業経営体調査」です。

## 調査の 対象世帯・組織

**経営耕作面積が30アール以上の規模の農業を営む世帯や組織**

経営耕作面積が30アール未満でも、農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業規模が一定規模以上の農業を営む世帯や組織

(例：搾乳牛・肥育牛飼養頭数1頭以上、露地野菜作付15アール以上、施設野菜栽培350平方メートル以上、農産物の年間総販売額50万円以上など)

農業サービス(農作業の受託や選果選別等)の事業を営む世帯や組織

**保有山林面積が3ヘクタール以上の規模で、2010年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している、または、調査期日前5年間に継続して林業作業(育林もしくは伐採)を行った世帯や組織**

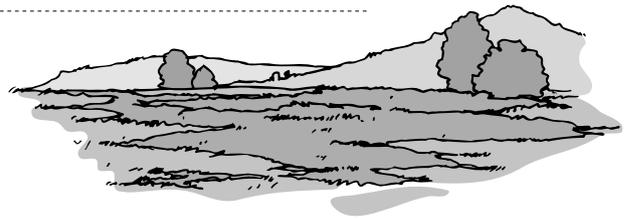
委託を受けて育林作業(造林や保育)を行った世帯や組織

委託を受けて、または立木を購入して素材生産を行い、過去1年間の素材生産量が200立方メートル以上である世帯や組織

前回、2005年農林業センサスの調査対象となった世帯や組織には、今回も調査員がお伺いし、引き続き調査対象となる場合には、調査票を配布します。

## 調査の 内容

- ・世帯員の構成と就業状況
- ・農地、山林の所有と利用状況
- ・農林産物の生産販売の状況
- ・農林業の労働力
- ・農作業受託の状況 など



## 調査方法

県知事から任命された調査員が、直接、農林業を営む全ての世帯や組織を訪問し、調査票を配布・回収する方法で行われます。

## その他

調査した内容は、法律に基づき、統計以外の目的に使用することを禁じられていますので、税金の徴収などに使われることはありません。また、調査員にも守秘義務が規定されていますので、個人情報厳重に守れます。

農林業センサス調査について、もっと知りたい方は、農林業センサスホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

## 問い合わせ

那珂川町 企画財政課 広報広聴係

☎0287-92-1114